

議案第 67 号

大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和8年6月3日 提出

大山町長 竹口 大紀

大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年大山町条例第128号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(一般廃棄物処理手数料) 第16条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第227条の規定により徴収する一般廃棄物の処理手数料は、次の各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) し尿の処理手数料 18リットルにつき <u>277円</u> (1回のくみ取り量を計算する場合において、その全量が18リットル未満であるとき又はその量に18リットル未満の端数があるときは、その全量又は端数を18リットルに切り上げる。)	(一般廃棄物処理手数料) 第16条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第227条の規定により徴収する一般廃棄物の処理手数料は、次の各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) し尿の処理手数料 18リットルにつき <u>261円</u> (1回のくみ取り量を計算する場合において、その全量が18リットル未満であるとき又はその量に18リットル未満の端数があるときは、その全量又は端数を18リットルに切り上げる。)
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。